



令和5年度とよた農産物輸出推進助成事業の概要

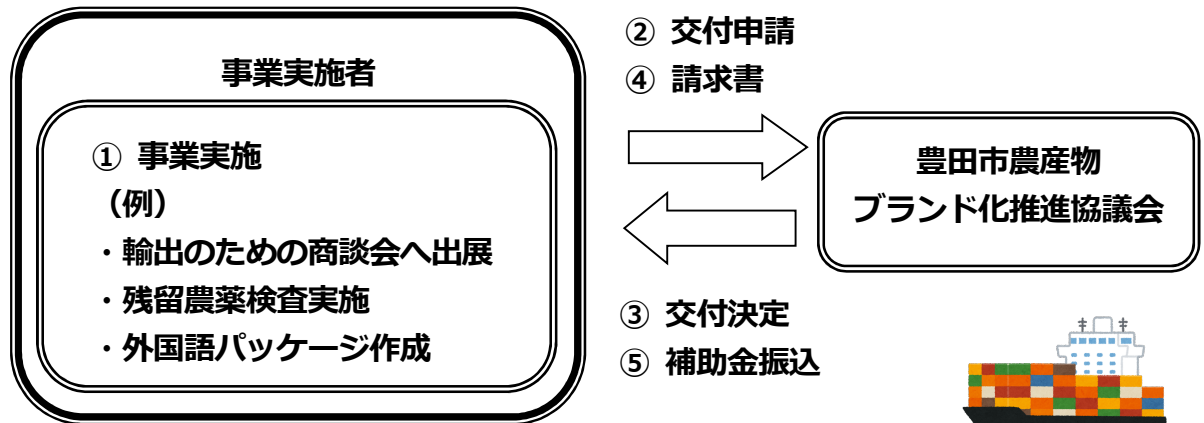
市内農産物輸出関連事業の経費を助成します！！



申請：事業を実施してから

受付期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

【手続き図】



手 順

① 事業を実施します。

※1 経費の内訳が分かる「領収書等」を受け取る。

(注意：領収書の宛名の方が申請者になります。)

※2 事業実施中の様子や成果物がわかるもの(写真等)を提出できるようご準備ください。

② 豊田市農産物ブランド化推進協議会事務局(豊田市農政企画課内)へ交付申請を行います。(郵送可)

<必要書類>

とよた農産物輸出推進助成金交付申請書兼実績報告書	様式第1号
事業計画書兼事業実績書	様式第2号
事業の様子又は成果物が確認できるもの	写真など
申請する対象経費の内訳がわかる領収書等の写し又は原本	令和3年4月1日以降のもの 宛名は申請者

③ 事務局で書類を審査し、交付決定通知書を送付します。

④ 請求書を提出してください。

※請求書の宛名は「豊田市農産物ブランド化推進協議会長」とし、任意の様式で提出してください。

⑤ 助成金を指定の口座に振込みます。(請求書受理後2週間程度)

(裏面へ続く)

- 対象者** 豊田市で生産された農産物の内豊田市農産物ブランド化推進協議会が定めるブランド農産物16品目又はそれらを原料とした加工品の輸出に取り組む市内事業者。

(16品目内訳：米、桃、梨、はくさい、ぶどう、いちご、茶、シンビジウム、なす、すいか、じねんじょ、きく、いちじく、しいたけ、鮎、七草)

- 対象経費** 輸出に係る費用のうち以下の経費

- ・現地人件費（マネキン、通訳等）
- ・輸出に関連する商談会・販売会・展示会への参加費
- ・サンプル費
- ・輸出先向けパッケージ・資料作成費
- ・残留農薬検査実施費
- ・輸出のために取得・更新したい資格や認証にかかる費用の内、申請費、検査費、取得に必要な研修費
- ・インバウンド向けの広告媒体整備費 など

- 対象外** 対象にならないもの

- ・旅費、宿泊費、施設整備費等は対象になりません。
- ・資格や認証の取得・更新ができなかった場合は、それらの申請費、検査費、必要となった研修費は対象となりません。

- 助成額** 対象経費の1/2（消費税含む、上限15万円）

- 注意点**
 - 1 申請は、一事業者につき、同一年度に1回のみです。
 - 2 他の団体から助成を受けている又は受ける予定のある経費については、その額を差し引いた額の1/2が助成額となります。

- 受付期間** 令和3年4月1日から令和4年3月31日

※先着順に受付し、予算がなくなりしだい終了します。

- 提出場所** 豊田市農産物ブランド化推進協議会（豊田市農政企画課内）※郵送可

- その他**
 - 1 助成金の振込みは、請求書をいただいてから2週間程度かかります。
 - 2 偽りその他不正な手段による申請であった場合は、助成金を返還していただきます。

【問い合わせ】豊田市農産物ブランド化推進協議会事務局（豊田市農政企画課内）

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話0565-34-6640/FAX 0565-33-8149